

船橋市生活扶助世帯等水洗便所改造費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内において、汚水管が公共下水道に接続された水洗便所に改造する工事を行う生活扶助世帯等に対する水洗便所改造費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び船橋市下水道条例（昭和36年船橋市条例第31号。以下「条例」という。）において使用する用語の例によるほか、次号に掲げる用語の意義は、次号に定めるところによる。

- (1) 生活扶助世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）（外国籍の場合は、「生活保護法」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発382号厚生省社会局長通知）に基づく措置」に読み替える。）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項の規定する支援給付を受けている世帯をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、下水道処理区域内において、くみ取便所又は浄化槽が設けられている建築物の所有者かつ居住者であって、生活扶助世帯等である者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、くみ取便所改造工事又は浄化槽廃止工事及び、これらに付随する排水設備工事に要する費用とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする生活扶助世帯等の家屋所有者（以下「申請者」という。）は、水洗便所改造費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 船橋市福祉事務所長が発行する保護開始決定通知書の写し若しくは生活保護証明書又は支援給付証明書

(2) 補助対象工事の見積書

(3) その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受理し、補助金交付の可否を決定したときは、水洗便所改造費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請者により通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定を受けた者が、工事実施前に補助の非対象者となった場合、補助金交付の決定を取り消し、水洗便所改造費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 前条第1項の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ水洗便所改造工事変更承認申請書（第3号様式）に、市長が必要があると認める書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。

(変更の承認)

第8条 市長は、前条の申請を受理し、承認したときは、水洗便所改造工事変更承認通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(工事完了の届出)

第9条 交付決定者は、工事が完了したときは、条例第8条第1項の規定により排水設備等の工事の完了を届け出るとともに、市長が必要があると認める書類を提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第10条 市長は、前条の届出を受理し、その内容が適当であると認めるときは、交付する補助金の額を決定し、水洗便所改造費補助金交付金額決定通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金受領の委任)

第11条 前条の通知を受けた者は、補助金の受領を、工事を施工した排水設備指定工事店に委任し、すみやかに委任状を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の取消)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、当該決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 交付決定者は、補助により設置した財産を市長の承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助の全部に相当する金額を市に納付した場合、当該財産の耐用年数15年を経過した場合又は市長が認める場合は、この限りでない。

(関係書類の整備)

第14条 交付決定者は、補助に係る書類を財産処分期間の15年間整備しておくなければならない。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(名称変更)

2 この要綱による改正前の船橋市生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助金の交付に関する要綱は、この要綱による船橋市生活扶助世帯等水洗便所改造費補助金交付要綱に名称変更する。

第 1 号様式

水洗便所改造費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

電話番号

船橋市生活扶助世帯等水洗便所改造費補助金交付要綱に規定する補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

設置場所	
------	--

- 船橋市生活扶助世帯等水洗便所改造費補助金交付要綱第 13 条に規定する財産処分について理解しました。また、財産処分耐用年数 15 年に満たず、補助により設置した財産を処分することになった際は、市に報告および補助の全部に相当する金額を納付いたします。

第 2 号様式

水洗便所改造費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けて申請のあった水洗便所改造費補助金の交付について、
次のとおり決定したので通知します。

- 1 決定区分 交付する・交付しない
- 2 設置場所
- 3 交付の条件（交付しない理由）

本通知書は、財産処分制限期間の 15 年間保存すること。

第 3 号様式

水洗便所改造工事変更承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

電話番号

補助金の交付決定を受けた工事内容について、変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

設置場所	
変更の内容	
変更の理由	

第 4 号様式

水洗便所改造工事変更承認通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付で申請のあった工事内容の変更の承認について、次のとおり承認したので通知します。

承認事項

本通知書は、財産処分制限期間の 15 年間保存すること。

第 5 号様式

水洗便所改造費補助金交付金額決定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けて申請のあった水洗便所改造費補助金の交付について、
次のとおり決定したので通知します。

1 設置場所

2 補助金額 円

本通知書は、財産処分制限期間の 15 年間保存すること。